

## e-Taxソフト(WEB版)を利用した代理送信に関するよくある質問

税理士がe-Taxソフト(WEB版)を利用して登録申請手続を代理送信する場合のよくある質問についてお答えします。

なお、e-Taxソフト(WEB版)を利用して登録申請手続を代理送信する場合の操作方法は「[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル～e-Taxソフト\(WEB版\)ver.～<税理士の代理送信版>](#)」をご覧ください。

Q 1. e-Taxソフト(WEB版)を利用して登録申請手続を代理送信するに当たって準備が必要なものはあるか。

A 1. 税理士がe-Taxソフト(WEB版)を利用して登録申請手続を代理送信するに当たっては次のものの準備が必要です。

- 税理士本人の利用者識別番号及び暗証番号
- 日税連発行の電子証明書
- ICカードリーダー
- 関与先の利用者識別番号

Q 2. インボイス制度に関し、e-Taxソフト(WEB版)で代理送信可能な手続はどのようなものか。

A 2. e-Taxソフト(WEB版)で代理送信可能な手続は次のとおりです。

- 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
- 適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)
- 適格請求書発行事業登録簿の登載事項変更届出書
- 適格請求書発行事業者の公表事項公表(変更)申出書

Q 3. 税理士がe-Taxソフト(WEB版)を利用して代理送信を行う場合、誰の利用者識別番号でログインするのか。

A 3. 税理士の利用者識別番号でログインします。

代理送信を行う場合、登録申請手続選択後の画面において、関与先の情報を入力していただくことになります。

Q 4. e-Taxソフト (SP版) を利用して代理送信できるのか。

A 4. e-Taxソフト (SP版) は、個人事業者向けのソフトウェアであるため代理送信はできません。

(参考) [登録申請手続きにおけるe-Tax対応の概要](#)

Q 5. 代理送信を行った場合、税理士が関与先の登録通知データを受け取ることができるのか。

A 5. 税理士が関与先の登録通知データを受け取ることはできません。登録通知データは関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」にのみ格納されます。

Q 6. 税理士は、どのようにして関与先の登録通知データが格納されたことを確認できるのか。

A 6. 事前に関与先の利用者情報に税理士のメールアドレスを登録しておくことで、登録通知データが関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されたときに登録したメールアドレスにお知らせメールが送付されます。

(参考) メールアドレスの登録方法

[「メールアドレス・宛名登録マニュアル～e-Taxソフト \(WEB版\) ver.～」](#)

Q 7. 個人事業者である関与先の登録通知データを確認するには関与先のマイナンバーカードがないと確認できないのではないのか。

A 7. 登録通知データは、個人事業者である関与先のマイナンバーカードがなくても、確認することができます。

※ 登録通知データの確認には関与先の利用者識別番号と暗証番号が必要です。

(参考) 登録通知のデータの確認方法

[「登録通知データ確認マニュアル～e-Taxソフト \(WEB版\) ver.～」](#)

Q 8. 登録通知データには公表申出事項は印字されないのか。

A 8. 登録通知データには、法定の公表事項のみを印字し、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地」などの公表申出事項は、印字されません。

(参考) 法定の公表事項

[インボイス制度に関するFAQ 問20](#)

Q 9. 登録通知データは印刷できるのか。

A 9. 登録通知データは、関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されているデータを書面通知と同様の形式での印刷が可能です。

Q10. 登録通知データは、パソコンのデスクトップ等に保存することができるのか。

A 10. e-Taxソフト(WEB版)をご利用の場合は、登録通知データをPDF形式で保存することができます。

また、登録通知データは、改ざんされていない(税務署の電子署名が付された状態)ことが確認できるXML形式のデータも格納されています。

Q11. 登録通知データはどのくらい保存されるのか。

A 11. 登録通知データは関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に1,900日(約5年間)保存されます。

なお、1,900日(約5年間)経過後は、既読・未読に関わらず削除されますのでご注意ください。

Q12. 登録通知データをe-Tax(電子データ)で受領することを希望したが、e-Taxでの受領ができない場合はあるか。

A 12. 関与先の登録通知データに表示される納税地、氏名や名称などにe-Taxで使用できない文字が含まれているなど、一部の場について登録通知データをe-Tax(電子データ)で受領することを希望されたとしても書面通知となる場合があります。

書面通知となる場合には、関与先に登録通知書を郵送いたします。

また、関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に書面通知となる旨の通知が格納されます。